

I 総論

1 世界の動き

昭和50年 (1975年)	メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。国際連合は、この年を「国際婦人年」と決めました。
昭和51年 (1976年)	昭和60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の十年」と定め、「平和、平等、開発」を目標とし、女性の地位向上を図るための努力を世界的規模で行うことを決定しました。
昭和54年 (1979年)	国際連合は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択しました。
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」最終年に当たるこの年、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催され、西暦2000年に向けて各国等が実情等に応じて効果的措置を探る上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「将来戦略」という。)を採択して、引き続き西暦2000年に向けて「国連婦人の十年」の目標達成のための努力を継承することが決定されました。
平成7年 (1995年)	北京で第4回世界女性会議が開催され、「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目標に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。
平成12年 (2000年)	6月、ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と、具体策の「成果文書」が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。 12月、インドネシア(ジャカルタ)において、インドネシア政府とESCAP(国連アジア太平洋地域経済社会委員会)共催により、域内の「ジェンダー主流化」強化を目的とするワークショップが開催され、我が国を含め14か国が参加しました。この会合では、「ジェンダー主流化」強化のための提言が採択されました。
平成20年 (2008年)	4月、我が国は、女子差別撤廃条約の実施のためにとった国内措置等に関する第6回報告を国連へ提出しました。
平成21年 (2009年)	8月、2008年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。

<p>平成22年 (2010年)</p>	<p>3月、第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。</p> <p>7月、国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関を統合し、2011年1月に、新たな機関が、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として発足することが決定されました。</p> <p>9月、日本で初めてAPEC(アジア太平洋経済協力)女性リーダーズネットワーク(WLN)会合が開催されました。</p>
<p>平成23年 (2011年)</p>	<p>9月、アメリカ(サンフランシスコ)において、APECエコノミーにおける女性の経済的エンパワーメントを促進するために、民間セクターと政府セクターが対話を行う初の会合である、「APEC女性と経済サミット」が開催されました。</p>
<p>平成24年 (2012年)</p>	<p>6月、ロシア(サンクトペテルブルク)において、「APEC女性と経済フォーラム」が開催されました。このフォーラムは、APECにおける女性と経済に関する取組として、前年サンフランシスコで開催された「女性と経済サミット」に引き続き、女性の経済的エンパワーメントを促進するために、閣僚級で構成するハイレベル政策対話を含む民間と政府が対話を行う会合として開催されました。</p>
<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>6月、インドネシア(バリ)において、APEC女性と経済フォーラムが開催され、「経済の推進役としての女性」をテーマに、「構造改革」「女性とICT」及び「インフラと人的資源」をサブテーマとして、APEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われました。フォーラムの結果は「声明」として取りまとめられ、10月のAPEC首脳会合で報告されました。</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>5月、APEC地域の経済発展のためには、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、APEC域内の閣僚、企業の役員級、起業家及び学識経験者など約300名が一堂に会し、「女性と経済フォーラム2014」が、中華人民共和国・北京において、開催されました。</p> <p>12月、家族に優しく、男女平等な社会の創造に一層効果的に貢献するため、2016年11月にタイで開催する次回フォーラムより、「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と「東アジア家族に関する大臣フォーラム」とを統合することが合意されました。</p>
<p>平成27年 (2015年)</p>	<p>3月、第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力するという「宣言」が採択されました。</p> <p>第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました。</p>

<p>平成28年 (2016年)</p>	<p>3月、第60回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から80以上の政府関係、NGO等約4,100人の非政府代表が参加されました。委員会期間中は、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに協議等が行われました。</p> <p>6月、APECの地域の経済発展のためには、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、グローバル市場における女性の経済的統合への障壁の突破を主なテーマに、「女性と経済フォーラム2016」がペルー(リマ)において開催されました。</p> <p>5月、G7伊勢志摩サミットの首脳会合及び全ての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化)しました。</p>
<p>平成29年 (2017年)</p>	<p>9月、「変わりゆく世界における女性の包摂及び経済的エンパワーメントの強化」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2017」がベトナム・フエにて開催されました。</p> <p>11月、G7サミットに合わせて開催される関係閣僚会合の一つとして、G7男女共同参画担当大臣会合2017がイタリア共和国・タオルミーナで初めて開催され、国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍に関する様々な課題について意見交換が行われました。</p>
<p>平成30年 (2018年)</p>	<p>3月、第62回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から政府関係やNGO等の非政府代表が参加されました。委員会期間中は、「農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」を優先テーマに協議等がおこなわれました。</p> <p>9月、「デジタル時代に女性と少女が前進する機会をつかむために」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2018」がパプアニューギニア・ポートモレスビーにて開催されました。</p>
<p>平成31年/ 令和元年 (2019年)</p>	<p>3月、第5回国際女性会議WAW!/W20が東京で開催され、8か国の外務大臣を始め、世界各国から約3000名が参加。今回の会議では、「WAW! for Diversity」をテーマに議論がおこなわれ、総理からは、女性活躍推進のための安倍政権の取組と成果が報告されました。また、G20大阪サミットにおいては、女子教育を含む女性のエンパワーメントに関し、取り組む決意が表明されました。</p> <p>3月、第63回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から政府官僚やNGO等の非政府代表が参加。委員会期間中は、「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」を優先テーマに協議等が行われました。</p> <p>9月、「経済への女性の包摂の推進」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2019」がチリ・ラ・セレナにて開催されました。</p>
<p>令和2年 (2020年)</p>	<p>4月、国連グテーレス事務総長は、COVID-19の拡がりに関連して、家庭内暴力が増えていることを指摘し、各国政府に対し対応を促すよう訴えました。</p> <p>9月、「経済回復と女性の参画」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2020」がマレーシアの主催となり、オンラインにて開催されました。</p>
<p>令和3年 (2021年)</p>	<p>3月、第65回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)において、オンラインで開催され、世界中から政府官僚やNGO等の非政府代表が参加。委員会開催期間中は、「公共分野における女性の意思決定への参画と暴力の根絶」をテーマに協議が行われました。</p> <p>9月、「新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える女性の経済的エンパワーメント」をテーマに、APEC女性と経済フォーラム2021がオンラインで開催されました。</p>

<p>令和4年 (2022年)</p>	<p>3月、第66回国連女性の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)において、対面とオンラインのハイブリッド形式で開催され、世界中から閣僚やNGO等が参加。委員会開催期間中は、「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントの達成」をテーマに協議が行われました。</p> <p>6月、ドイツ・エルマウにおいてG7サミットが開催され、首脳宣言がとりまとめられました。首脳宣言では、ジェンダー平等について、独立した項目として3パラグラフにわたって述べられ、「ジェンダー格差に関するG7ダッシュボード」が新たに承認されました。</p>
<p>令和5年 (2023年)</p>	<p>3月、第67回国連女性の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)において開催されました。世界中から閣僚やNGO等が参加。委員会開催期間中は、「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成のためのイノベーション、技術変革、デジタル時代の教育」をテーマに、協議等が行われました。</p> <p>5月、広島県広島市においてG7サミットが開催され、首脳宣言がとりまとめられました。首脳宣言では、ジェンダー平等について、独立した項目として述べられるだけでなく、他の分野でも言及がされました。</p> <p>8月、「一層の統合と女性活躍の確立」をテーマに、APEC女性と経済フォーラムがアメリカ(シアトル)で開催されました。</p> <p>8月、G20女性活躍担当大臣会合がインド(ガンディナガル)で開催され、「世代間変革を先導する女性主導の包括的な開発」を全体のテーマに、9つのテーマ別セッションにて女性活躍が議論されました。</p>
<p>令和6年 (2024年)</p>	<p>3月、第68回国連女性の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)において開催されました。世界中から閣僚やNGO等が参加。委員会開催期間中は、「ジェンダー視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女児のエンパワーメントの加速」をテーマに、協議等が行われました。</p> <p>5月、「女性と女児を[*]STEAMに惹き付ける」をテーマに、APEC女性と経済フォーラムがペルーで開催されました。</p> <p>10月、G7男女共同参画担当大臣会合がイタリア(マテーラ)で開催され、G7男女共同参画担当大臣共同声明がとりまとめられました。「ジェンダーに基づく暴力の根絶と被害者及び生存者への支援の強化」及び「女性と女児のエンパワーメント、国家のエンパワーメント:ジェンダー平等を推進するための共同の取組」をテーマに議論が行われました。</p> <p>*STEAMとは Science(科学), Technology(技術), Engineering(工学), Art(芸術), Mathematics(数学)の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語。</p>

<p>令和7年 (2025年)</p>	<p>3月、第69回国連女性の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)において開催されました。世界中から閣僚やNGO等が参加。1995年に開催された第4回世界女性会議(北京会議)から30年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況のレビュー及び評価を主要テーマに開催されました。</p> <p>8月、APEC女性と経済フォーラムが開催され、「持続可能な成長のための女性の経済参加の促進」がテーマとして取り上げられました。特に「人口変動とデジタルトランスフォーメーションへの効果的な対応を通じた女性の経済参加の推進」に焦点が当てられました。</p> <p>10月、G20女性活躍担当大臣会合が南アフリカ(ヨハネスブルク)で開催され、「ケアエコノミー:有償・無償のケア労働の価値を再認識し、対応する」、「ジェンダーに基づく暴力とフェミサイドへの対応:女性と女兒に対するシステミックな暴力に取り組む」等をテーマに議論がなされました。</p>
-------------------------	---

2 日本の動き

昭和50年 (1975年)	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)、以後10年間の我が国の女性問題の課題と施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。
昭和55年 (1980年)	女子差別撤廃条約に署名しました。
昭和60年 (1985年)	6月、世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。「国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定及び労働基準法の改正等が実現しました。
昭和62年 (1987年)	5月、婦人問題企画推進本部は、男女共同参画型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を採択しました。
平成6年 (1994年)	男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。
平成8年 (1996年)	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」に基づいて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。
平成11年 (1999年)	6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。
平成12年 (2000年)	12月、男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」が策定されました。
平成13年 (2001年)	1月、中央省庁等改革に伴い、内閣府に男女共同参画会議が設置されました。 4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。
平成14年 (2002年)	2月、「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の第1回会合が開催されました。 10月には、苦情処理・監視専門調査会は「男女共同に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者救済に関するシステムの充実・強化について」を取りまとめ、男女共同参画会議へ報告しました。

平成15年 (2003年)	4月、男女共同参画会議では、平成32年(2020年)までに指導的地位に占める女性の割合を30%以上にすることや、チャレンジしたい女性が必要とする情報を、いつでも、ほしいときに容易に入手できる「チャレンジ・ネットワーク」の実現を目指すことなどを柱とした『女性のチャレンジ支援策』を決定しました。
平成16年 (2004年)	12月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定されました。
平成17年 (2005年)	12月、男女共同参画会議が答申した「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」を踏まえ、男女共同参画基本計画(第2次)が改定されました。
平成18年 (2006年)	3月、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うマザーズハローワークが全国12の都市でオープンしました。
平成19年 (2007年)	4月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が改正されました。
平成20年 (2008年)	1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。 4月には、男女共同参画推進本部において、あらゆる分野における女性の参画を進めるため、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。
平成21年 (2009年)	6月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正されました。
平成22年 (2010年)	6月、改正育児・介護休業法が原則施行されました。 7月、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
平成23年 (2011年)	2月、配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤラー性暴力・DV相談電話」が開設されました。(平成23年2月8日～3月27日)
平成24年 (2012年)	5月、女性の活躍により経済を活性化するための政府の取組について、各府省間で連携の上、重点的に取り組むべき事項を整理し、工程表を策定するため、第1回「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が開催されました。 6月、第2回「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が開催され、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画(働く「なでこ」大作戦)が決定されました。

<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>2月、経済産業省と東京証券取引所は共同で「女性の活躍推進」に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定・公表しました。</p> <p>6月、政府は「日本再興戦略」で女性の力を最大限に活かすことを成長戦略として打ち出しました。</p> <p>7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布されました。今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>1月、内閣府男女共同参画局は、上場企業における役員・管理職への女性の登用、仕事と生活の両立推進等に関する情報を公表する“女性の活躍「見える化」サイト”を開設しました。</p> <p>10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につなげるため、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。</p>
<p>平成27年 (2015年)</p>	<p>7月、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。</p> <p>9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる女性活躍推進法)が公布・施行されました。</p>
<p>平成28年 (2016年)</p>	<p>2月、厚生労働省は「日本再興戦略2014」に基づき、女性の登用状況等に関する企業情報を一元化し、企業の女性活躍に向けた取組を推進することを目的とした「女性の活躍推進企業データベース」を開設しました。</p> <p>3月、すべての女性が輝く社会づくり本部において、国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。</p> <p>6月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2016」を策定しました。</p>
<p>平成29年 (2017年)</p>	<p>1月、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が施行されました。</p> <p>3月、政府は「働き方改革実行計画」を取りまとめました。</p> <p>6月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2017」を策定しました。また同月、政府は待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」を公表しました。</p> <p>7月、刑法の一部改正法が施行され、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等が行われました。</p> <p>9月、国家公務員の旧姓使用が拡大されました。</p> <p>10月、改正育児・介護休業法が施行されました。</p>

<p>平成30年 (2018年)</p>	<p>5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。また、男女共同参画会議において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」がとりまとめられました。</p> <p>6月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2018」を策定しました。</p>
<p>平成31年/ 令和元年 (2019年)</p>	<p>4月、「働き方改革関連法」が施行されました。</p> <p>5月、政府は「女性活躍推進法」において、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする法律を成立し、公布しました。</p>
<p>令和2年 (2020年)</p>	<p>6月、政府は、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年度から4年度までの3年間を集中強化期間に設定しました。</p> <p>11月、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。</p>
<p>令和3年 (2021年)</p>	<p>6月、育児・介護休業法が改正されました。(施行:令和4年4月・10月、令和5年4月)</p> <p>11月、政府は「女性活躍・男女共同参画の重点方針」(女性版骨太の方針)の策定に向けた議論を開始しました。</p>
<p>令和4年 (2022年)</p>	<p>5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。(施行期日:令和6年4月1日)</p> <p>6月、「AV出演被害防止・救済法」が成立・施行されました。</p> <p>10月、「改正介護・育児休業法」が一部施行されました。(産後パパ育休(出生時育児休業)の創設等)</p>
<p>令和5年 (2023年)</p>	<p>5月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。(施行期日:令和6年4月1日)</p> <p>6月、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立しました。(施行期日:令和5年7月13日)</p> <p>12月、第5次男女共同参画基本計画の一部変更について、「企業における女性登用の加速化及びテレワーク」に係る成果目標の設定が閣議決定されました。</p>
<p>令和6年 (2024年)</p>	<p>5月、「育児・介護休業法の一部を改正する法律」が成立しました。(施行:令和6年5月31日から段階的に施行)</p> <p>6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。(施行:令和6年10月1日から段階的に施行)</p> <p>10月、女性差別撤廃条約第9回政府報告審査がジュネーブにて行われ、8年ぶりに日本への審査が行われました。</p>

<p>令和7年 (2025年)</p>	<p>4月、大阪・関西国際万国博覧会において、内閣府、経済産業省、リシュモン ジャパン株式会社 カルティエ、博覧会協会により「ウーマンズ パビリオン in collaboration with Cartier」が出展されました。女性たちの体験や視点を通じ、公平で持続可能な未来を志すことを来場者に呼びかけました。</p> <p>6月、女性活躍推進法の期限延長や情報公共の必須項目の拡大を含めた「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。(施行期日:令和8年4月1日)</p> <p>6月、「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立しました。(施行期日:令和8年4月1日)これにより、「独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)」は改組され、「独立行政法人男女共同参画機構」が発足することとなりました。</p> <p>12月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正が行われました。(接近禁止命令等における禁止行為に、被害者の承諾を得ないで、位置特定用識別情報送信装置の位置情報を所得することの追加等)</p>
-------------------------	---

3 佐賀県の動き

昭和60年 (1985年)	3月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題の推進方策」を制定しました。
昭和63年 (1988年)	11月、新たな社会経済情勢に対応するために策定された「佐賀県長期計画」において、「男女共同参画の社会づくり」が県政推進の主要施策として位置づけられました。
平成2年 (1990年)	平成元年に実施した県民意識実態調査を踏まえ、この年の2月、佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン21」を策定しました。
平成5年 (1993年)	7月、知事を会長とし全庁的な女性施策の推進を図る「佐賀県女性行政推進会議」を設置し、「女性の施策・方針決定への参画促進要綱」を定めるとともに、「各種審議会・委員会への女性の登用促進対策」を決定しました。 12月には、県勢の発展をより確実なものとするため、「佐賀県新総合計画」が策定され、「男女共同参画型社会の形成」を女性施策の基本方向としました。
平成7年 (1995年)	3月、「さが女性プラン21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センターが開館しました。
平成9年 (1997年)	8月、県内に居住する男女2000人を対象に、「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施しました。その結果、男女とも性別による固定的な役割分担意識が根強い傾向がみられました。
平成12年 (2000年)	2月、男女共同参画社会づくりをめざす拠点施設として設置した女性センターは、女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会等を提供するなど大きな役割を果たし、入館者が200万人に達しました。 これまでの同センターを中心として様々な活動や研修会、講習会の開催等を通じて、県民の男女平等意識や性別による固定的な役割分担意識にも徐々に変化が見られるようになり、女性の地位は高くなっていると多くの人が認識するようになりました。
平成13年 (2001年)	3月、「さが女性プラン21」に掲げた各種審議会等の女性委員の登用目標である「20%以上」を達成しました。 また同月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、11の重点目標と69の推進項目を掲げ、平成22年(2010年)度までの10年間に、男女共同参画に関する施策を総合的に推進することにしました。 10月には、「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことにしました。

<p>平成14年 (2002年)</p>	<p>4月、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受付などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」を市に各2名、町村に各1名設置しました。</p> <p>また同月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、佐賀県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。</p> <p>10月には、アジア7か国(中国、マレーシア、モンゴル、タイ、韓国、シンガポール、ベトナム)の女性リーダーを招いて、男女共同参画に関する共通の課題の議論や交流を通して女性の能力向上、県民意識の高揚及び人・団体相互の連携を図り、男女共同参画社会の実現に資することを目的として、「佐賀アジア女性フォーラム」を開催しました。</p>
<p>平成15年 (2003年)</p>	<p>6月、各種審議会・委員会等への女性委員の登用促進を図るため、「佐賀県男女共同参画推進会議」において、「政策・方針決定過程への男女の同等な参画推進要綱」及び「各種審議会・委員会等への女性の登用促進対策」を改正し、女性委員の割合を18年度までに30%以上にするという目標を決定しました。</p>
<p>平成16年 (2004年)</p>	<p>4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、女性に対する暴力の被害者を支援する機関、団体が連携を強化するとともに、中・長期的課題について検討し、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を県立女性センター「アバンセ」内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図っています。</p> <p>10月には、アジア7か国(中国、マレーシア、モンゴル、タイ、韓国、シンガポール、ベトナム)の女性リーダーを招き、佐賀県と参加国の男女共同参画社会形成を実現させることと同等に地域レベルの交流を通して、人と人とのつながりを深めることを目的に「佐賀アジア女性フォーラム2004」を開催し、男女共同参画をさらに進めていく必要性を確認した宣言文を採択しました。</p> <p>11月から12月にかけて、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。調査の結果、「夫は仕事、妻は家庭」という伝統的な性別役割分担意識について、県民のおよそ3人に2人が「反対」と回答するなど、大幅な改善がみられましたが、家庭での日常的な役割分担については、依然として家事の大半を女性が担っている実態が明らかになりました。</p>
<p>平成17年 (2005年)</p>	<p>10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設しました。</p>
<p>平成18年 (2006年)</p>	<p>3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定しました。4つの基本方向の下に、17の重点目標と79の推進項目で構成、3つの数値目標を掲げ、平成22年(2010年)度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p> <p>また同月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定しました。4つの基本方向の下に、19の重点目標、58の具体的な施策の方向で構成しています。また、この支援計画にあわせて、被害者の安全を守るための具体的な対応を整理し、関係機関団体における統一した対応を図る「DV被害者の安全確保の指針(ガイドライン)」を策定しました。</p>

<p>平成19年 (2007年)</p>	<p>3月、佐賀県男女共同参画基本計画改定を機に、県民をはじめ、県内外の各界、各層の個人、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、男女共同参画社会づくりに向けて、広く気運の醸成を図り、各地域での取組を促進することを目的に「2007男女共同参画フォーラムinさが」を開催しました。</p> <p>また同月、県が一事業者として、県内市町・事業所にさきがけて職場における男女共同参画を推進するために、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」を策定しました。</p>
<p>平成21年 (2009年)</p>	<p>3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。被害者やその子どもへの精神的・心理的支援のための施策及び若年層に対する啓発教育施策、また、市町の役割を明確に定め、その取組を促すこと等を新たに加えました。</p> <p>11月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。</p>
<p>平成22年 (2010年)</p>	<p>7月、新たな計画策定に先立ち、前年に実施した「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表しました。</p>
<p>平成23年 (2011年)</p>	<p>3月、「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」を策定しました。4つの基本方向の下に、8つの重点目標を定め、4つの数値目標を掲げ、平成27(2015)年度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p>
<p>平成24年 (2012年)</p>	<p>7月、性暴力の被害にあわれた方の、こころと体の早期回復、社会復帰を目指して、きめ細やかな支援を行う、「性暴力被害者支援モデル事業」を開始しました。</p>
<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>8月、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画(2013-2016)」を策定しました。職員の育児・介護への参画促進の取組やセクハラ防止に係る取組の充実・強化を図るとともに、「男女共同参画の日」の意識づけとして一斉定時退庁に取り組むことにしました。</p>
<p>平成26年 (2014年)</p>	<p>1月、女性の活躍により、企業の発展及び地域活性化を図るとともに、女性が能力や感性を發揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として「女性の大活躍推進佐賀県会議」が設置されました。</p> <p>3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」(第3次計画)を策定しました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等を新たに加えました。</p> <p>9月、内閣府と連携して、もっと女性が活躍できる社会を目指す「輝く女性応援会議in佐賀」を開催しました。</p> <p>10月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。</p>
<p>平成28年 (2016年)</p>	<p>3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。3つの基本計画の下に、8つの重点目標を定め、12つの数値目標を掲げ、平成32(2020)年度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p> <p>6月、企業、NPO法人での活動、地域活動等様々な分野で、個性や能力を活かして活躍している女性、又は団体を表彰する佐賀さいこう表彰(女性活躍推進部門)を創設し、1個人、1企業に贈りました。</p>

<p>平成29年 (2017年)</p>	<p>11月、「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として全国的に実施される「パープル・ライトアップ」に初めて参加し、佐賀県庁旧館及び県立男女共同参画センター・県立生涯学習センター(アバンセ)のライトアップを実施しました。</p>
<p>平成31年/ 令和元年 (2019年)</p>	<p>3月、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、配偶者からの暴力防止及び被害者等の保護に関する法律(平成26年1月3日付改正施行)に基づき、第4次「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」を策定しました。</p>
<p>令和2年 (2020年)</p>	<p>2月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査報告書」を公表しました。</p>
<p>令和3年 (2021年)</p>	<p>3月、「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。3つの基本計画の下に、9つの重点目標を定め、8つの数値目標を掲げ、令和7年度(2025年度)までの5年間に、男女双方の視点や、ダイバーシティの更なる推進、災害や感染症に伴う諸問題を念頭に置いた、男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p>
<p>令和6年 (2024年)</p>	<p>3月、佐賀で生きる全ての女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせると実感できる社会の実現を目指し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を策定しました。</p> <p>3月、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、配偶者からの暴力防止及び被害者等の保護に関する法律(平成26年1月3日付改正施行)に基づき、第5次「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」を策定しました。</p> <p>11月、佐賀県男女共同参画センター(愛称:アバンセ)の開館30周年を記念し、アバンセ開館30周年記念式典を開催しました。</p>
<p>令和7年 (2025年)</p>	<p>1月、性暴力救援センター・さが「さがmirai」における性暴力被害者支援の対象を拡充し、男児は心的支援を、男性は医療支援と心的支援を新たに受けられるようになりました。これにより、性別・年代を問わず相談支援、医療支援、心的支援を受けることができる体制が整いました。</p>